

一般社団法人日本MMA審判機構  
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本MMA審判機構（以下、「当機構」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当機構は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

(目的)

第3条 当機構は、日本の格闘競技の審判員の育成や教育に関する事業を行い、もって日本の格闘競技の振興を図るとともに、健全な日本格闘競技の運営と発展に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 機関紙等の発行
- (2) ウェブサイトによる情報の配信
- (3) 教育イベントやセミナーの開催（大会、研修会、教育講座等を含む）
- (4) 教材の作成、配布及び販売
- (5) 資格認定の実施
- (6) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当機構の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当機構は、理事会及び監事を置かない。

第2章 会 員

(構成)

第6条 当機構の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上（以下、「法人法上」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人で、別に定める資格を有する者
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人

(入会)

第7条 当機構の正会員、一般会員及び賛助会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当機構の正会員、一般会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員としての資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡、解散又は破産したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

2 当機構は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他拠出金品等は、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額又はその基準の決定
- (4) 各事業年度の決算報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他当法人に関する一切の事項

(開催)

第14条 当機構の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎

事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ社員総会の決議によって定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日の3日前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は会日の2週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。

ただし、正会員の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに社員総会を開催することができる。

3 前項の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、書面であることを要しない。

(招集の請求)

第16条 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。

2 会長に事故又は支障がある場合には、あらかじめ社員総会の決議によって定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

3 理事全員に事故又は支障がある場合には、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当機構に、理事を3名以上置く。

- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き2名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長を法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうちから社員総会の決議によって定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。

(役員を選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、社員総会の決議によって定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務を執行する。

- 2 会長は、当機構を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第29条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 当機構の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書及び附属明細書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当機構は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、清算法人の社員総会の決議をもって処分を決定する。

第8章 各種委員会

(委員会)

第36条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、会長は、社員総会の決議により、各種委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会長が社員総会の決議により選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、会長が社員総会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が社員総会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

#### 第10章 雑 則

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、全て法人法及びその他法令に従う。

#### 附 則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年10月31日までとする。

(設立時役員)

- 2 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 梅木良則

設立時理事 福田正人

設立時理事 豊永稔

設立時代表理事 豊永稔

(設立時社員)

- 3 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 梅木良則

設立時社員 福田正人

設立時社員 豊永稔

以上、一般社団法人日本MMA 審判機構を設立するため、設立時社員梅木良則及び設立時社員福田正人外1名の定款作成代理人である行政書士和田善行は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年 10月 11日

設立時社員 梅木良則

設立時社員 福田正人

設立時社員 豊永稔

※原始定款において、附則を本則からの通し条名にて用いていたが、通例を鑑み附則からの項名に訂正する。